

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成27年2月25日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成27年2月25日（水曜日） 午前11時40分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 第28号議案～第35号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	鈴木達雄	副委員長	加藤芳夫			
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助
	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	滝川健司	中西宏彰
	丸山隆弘	鈴木眞澄	菊地勝昭			
議長	夏目勝吾					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長	村田道博	議会事務局次長	中島 勝
議事調査課長	伊田成行	書記	今野千加

開 会 午前11時40分

○鈴木達雄委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました第28号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第6号）から第35号議案 平成26年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第2号）までの8議案を審査します。

審査は、説明を省略し直ちに質疑に入ります。

質疑は、御手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って簡潔明瞭にお願いいたします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合のみ行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

それでは第28号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出2款1項11目地域振興費、地域集会施設整備支援事業、ページ数は23でございます。当初予算に対しまして、大幅な減額がしてあります。その減額理由と今後の対応をどのように考えているかをお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼いたします。

それでは、地域集会施設整備事業につきましては、この行政区等が自治活動及びコミュニティ活動の活性化を図るための拠点といたしまして、地域集会施設を新築・改築及び修繕する経費に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っております。

当初予算の内訳といたしまして、前年度、25年度でございますが、この25年度に相談を

受けました集会施設への新築の補助金として1件、上限額でございます1,500万円を計上してございましたが、この予定をしておりました地区から集会施設の建て替えは平成27年度以降に行いたい旨のお申し出がございましたので、このたび、その減額補正をお願いするものでございます。

それから、現時点でこの複数の行政区から地域集会施設の整備について今後、実施をしていきたいとの御相談を受けております。これまでと同様に地域との連携を密に行い、自治活動及びコミュニティ活動の活性化を図るための拠点整備として、本事業により引き続き支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁で大体わかったんですけども、これ、地域集会施設、それぞれ行政区で恐らく年度当初、予算を立てる前に、当然、行政区との調整を行った上で予算が執行できるという形の中で、新年度予算に盛り込んだと私は思っております。

今、地域の行政区の状況というか、やってくるんですけども、それは、どういう理由でこの1,500万円ができなくなったというか、その辺の報告は受けておりますか。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 地域におきましては、最終的には、今年度末の地区の総会において、決定をされるものと思っております。その前に予算編成をするという過程において、さまざま地域から御相談を受け、地域としては、多額な費用でこの集会施設の整備というのを議論を重ねて相談をお受けするものですから、その段階で、このたびは、やはり、今ある箇所建て替えを計画しておったんですが、やはり、建て替えとなりますと、施設をもうちょっと拡張したいとか、そういった議論が起こったようで、そうしますと、今の敷地以外の土地というのは農地であった

ようでございます。したがいまして、個別のそういった手続が、今後、必要になるので、やはり、どうせやるとなったら、しっかりした施設をつくりたいということで、このたび、次年度以降に持ち越したというふうな経過でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁でいくと、私の思いというのは、普通、行政区と市の当局とですね、事前に調整した上で予算化をしていくと思っておったんですけども、その後、その総会とかいろいろな事情によって、また、行政区の中で方向が変わるというのか、そういうことが現状であり得るということになる、この予算化していくのも、年度当初の予算化がおおよそというか、概算の予算というか、確実性のないというのか、そういう目標の定まっていない予算化ということも今後、あり得るといっていいんですかね。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 基本的には、そういうことがないようにきちっと調整をしているつもりでございます。

ただ、やはり、めったにない地域の事業でございますので、そういったこともまれにあるというふうに考えております。

このたびは、しっかり地元と調整をした結果、この方法が一番よいというふうに判断をさせていただいた次第でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑は終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告要旨に従いまして、質疑のほうをさせていただきます。

第3表繰越明許費補正、2款1項総務管理費、庁舎建設事業、ページ数は4ページになります。概要でいきますと3ページ、建築物の撤去は何か、伺います。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 御質問いただき

ました建築物の撤去とは、買収用地に建つ補償対象家屋等の撤去のことです。

○鈴木達雄委員長 次の質疑を続けてください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に行きます。

第3表繰越明許費補正、2款1項総務管理費、電子自治体推進事業、ページ数は4ページになります。

マイナンバー法（共通番号制度）は、国民全てに番号をつけ、税・社会保障・所得などの個人情報を利用する制度です。

政府は、2016年1月の運用に向けて番号カードの発行、送付を始めるとのことだが、最近の国会審議で成り済まし、情報漏えいを防止できないという欠陥やカード使用が認められていない奨学金制度まで利用範囲を広げるという問題が指摘されています。

市として、同推進事業の繰越明許費を計上した理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 電子自治体推進事業の繰越明許費の計上の理由ということですが、御説明いたします。

6月定例会においてマイナンバー法の施行に対応するため、電子自治体推進事業、当事業にシステム改修に要する経費の計上をお認めいただきました。

しかし、その後、国の主務省令の改正のおくれに伴いまして、システム改修仕様の確定がおくれております。そのことによりまして、一部システム改修が本年度内に完了できないため、今回の計上に至っております。

よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出3款3項11目児童福祉施設整備費、新城地区こども園建設事業、27ページでございます。

1点目といたしまして、新城地区こども園建設事業における当該年度の工事費等を皆減する理由の用地交渉遅延の経緯と現状を伺います。

2点目です。本事業の完成年度が1年おくれることとなりますが、保護者及び関係者への説明はされるのか。

2点お聞きします。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 それでは、お答えさせていただきます。

用地交渉の遅延の経緯につきましては、地権者との事業用地取得の交渉過程におきまして、当初は金銭での売買契約を予定していましたが、2名の方から、それぞれ事業には協力する意思をいただけたものの、財産を減らしたくない、これまでどおり自宅の隣接で駐車場を確保したいとの要望が出されました。このため、代替地の選定や土地評価、税務署事前協議等の調整と事務手続に時間を要しました。

また、主たる事業用地となります富永神社所有地につきましては、代表役員の皆さんからは、園舎部分の土地売却についての合意は得られたものの、神社本庁に提出する財産処分承認申請書類等の作成に時間を要しましたこと、申請書類提出後に神社本庁からの質問事項などがありまして、その回答及び資料作成に時間を要したことから、計画期間内に完了が見込めない状況であります。

なお、地権者4人のうち、富永神社を除く3人につきましては、既に土地の売買契約及び物件補償契約の締結を終え、昨年末に市へ

の所有権移転を完了しているものでございます。

続きまして、保護者及び関係者の方への説明につきましては、この3月定例会で本補正予算を承認いただけましたら、保護者の方には、今後、開催される保護者会総会等の機会を利用しまして、こども未来課から直接説明をさせていただくことを考えております。

次に、関係者であります。特に、新城地区の各区長さんにつきましては、富永神社の役員を兼ねてみえますので、神社本庁との調整等に関する事情を御承知してみえますと思いますが、早急に文書でお知らせをさせていただくとともに、平成27年度の新しい区長さんには、例年6月末から7月上旬に開催しております中央・城北・新城こども園合同運営委員会の折に、その時点での最新の進捗状況を説明させていただきたいと考えております。

なお、今後、中央・城北・新城こども園に入園を希望される方につきましては、こども未来課の窓口にお見えの際に説明させていただきたいと思っております。

以上であります。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 主たる建設地である富永神社の敷地について改めてお聞きしますが、建設用地における用地買収部分と借地部分のその確定というのは、もう既に済んでいるということでしょうか。ほかの部分がまだ決めかねていないというところがあるのか、そこら辺の点だけ教えていただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 買収する用地につきましては、もう確定しております。あとは、今、借地している部分の中で返す部分と、それを園庭になる部分は残して、今、現状の園舎になっているところが残る形で借地で貸していただく形になりまして、残りの今、現園庭になっている部分をお返しするというところで考えております。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 その2点目についてお聞きするんですが、これ、平成28年度の建設完了ということでございますので、これ以上の遅延というのは考えられないというその1点だけ確約していただきたいんですが。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 実施できるということで取り組んでまいります。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員の質疑は終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

第28号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算の中の第2表継続費補正、3款3項児童福祉費、新城地区こども園建設事業、ページ数4ページで、(1)概要では、ページ数10ページですが、平成26年、27年度の事業実施計画が平成28年度まで延期することで事業計画約3年の見通しとなるが、実施困難の原因を伺います。(2)概要、ページ数3、用地購入事業の一部が完了しないためとありますが、具体的な説明、また、こども園の平成28年度までの事業建設は実現可能か、伺います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 それでは、お答えさせていただきます。

継続費補正の対象となるのは、施工管理業務委託料と園舎等建設工事に要する経費であります。2問とも関連がありますので、一括で説明させていただきます。

1問目の平成27年度までに実施困難の原因と、2問目前半の用地購入の一部が完了しない具体的な説明につきましては、長田委員の質疑に対する答弁と重複いたしますが、事業用地取得の交渉過程におきまして、主たる事業用地となる富永神社所有地について、富永神社の代表役員の合意は得られたものの、神

社本庁との財産処分に関する承認申請協議に時間を要していることで、用地取得の一部が完了しないため、継続期間を平成28年度までに延長するものであります。

2問目後半の平成28年度までの建設事業は実現可能かにつきましては、変更した事業実施計画に基づきまして、平成28年度末までに完了するよう努めてまいります。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出8款4項1目都市計画総務費、中心市街地活性化対策推進事業、ページ数は35でございます。当初予算に対しまして、大変大きな減額であります。この今年度の執行済み及び未執行の業務内容と、今後の事業推進に与える影響等をお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきますと思います。

まず、執行済みの事業につきましては、土地の筆界確定を行います用地測量業務委託と駅前広場の予備設計の修正を行う道路予備修正設計業務委託の2業務について、現在、行っているところであります。

未執行事業につきましては、栄町線及び駅前広場などにかかります支障物件の補償費の算定業務であります。

次に、今後の事業推進に与える影響についてでございますが、本年度当初、関係地権者への用地測量の立ち入りについての説明会を開催いたしまして、出席者からはおおむねの御理解が得られましたので、事業着手をさせ

ていただきました。しかし、その後、一部の地権者から立ち入りの了承が得られなくなりましたので、その調整に時間を要したことに よりまして、今回、支障物件の補償費の算定業務につきまして、減額補正をお願いするものであります。

これらのことからいいますと、地権者同意の観点からも少なからず影響が、今後の事業進捗に対して影響があるものと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今回のこの駅前広場と栄町先線は、私も以前から大変興味を持って注視をしているんですけども、まず1点としてお聞きしたいのは、この補正予算、当初、当然これは確定してできるということで進んでいたと思うんですけども、私もいろいろな地権者、周辺の地権者と話をしていたら、非常にこの連絡というか、市からのその事業の話がなかなか来ていないというのか、ある日、突然手紙が来るとか、そういう状況の中で、非常に信頼感というか、市に対する信頼感がこの事業が、当然、これ、大きな事業で長引く事業でございまして、そういう地権者からの連絡等に対して、しっかり密にさせていただきたい中で、一つここでお聞きしたいのが、用地の測量、一部立ち入り許可が出なかったということによってのその調査が次年度送りという形になったように、今、説明だと思っておりますけれども、では、この次年度も確実にできるかどうかというのも予測できないと思うんですけども、この執行に関する ことについて、どのように今、思いを持っているのか、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、連絡が突然来る、また、連絡がなかなか来ないというようなことに関しましては、登記簿上の地権者、土地所有者等や建物所有者等に対して通知を

いたしているところでございますけれども、それが所有権移転がなされていなかったことによりまして戻ってきたりとか、そういうものが多々ございましたので、それらについて、整理をいたしまして、改めて通知をさせていただいたことによりまして、通知がくれたというような案件も中にはございますので、今後ともそのあたりのところにつきましては、十分精査をいたしまして、通知のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の次年度に対する影響といたしましうか、このような状況の中で次年度以降についての方向性というようなことにつきましては、栄町線、駅前広場につきましては、短い延長でございまして、一度取りかかりますと、取りかかきまして、同意がない中で進めていきますと、供用が開始ができないということで、事業効果があらわれないというような状況になってまいりたいと思っております。

そうした中で、道路事業、栄町線事業等に着手した場合に、なかなか効果が得られない状況であるわけでございますけれども、一方、駅前広場というものにつきましては、駐輪場が未整備であったりだとか、送迎車の停車が多く、送り迎えの停車が多く、駅利用者の歩行者の安全等が確保できないというようなそういう状況であります。そういうような状況を改善するというようなことで、今後の方針を改善するということによりまして、前々から言っております駅前広場というものをまず、先行的に工事を進めさせていただこうかなというふうに考えております。ただ、栄町線につきましても、駅前広場の事業を進める上では、やっぱり、必要な事業であるということもありますので、今後も地権者の御同意のほうは得られるように努力につきましては継続してまいりたいと思っておりますけれども、駅前広場のほうをまず、重点的な整備を進めさせていただくような方向で行きたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後に1点ですけれども、この事業推進、私も非常に心配しておるんですけれども、事業が延伸、計画どおり進めると、ほんとに地権者の信頼感が増すんですけれども、延伸することによって、地域の皆さんの信頼感が失うと同時にですね、もう1点は、私が今年度も心配しているのは、国土交通省に今、出しているんですけれども、26年度から27年度にかけて事業ができなかったから補正で落として次年度へというのは、この調査設計関係でも約26から27.5%アップしているんですね。工事費は約7%国土交通省、施工単価というか、アップ等をネット上でも出しているんです。どんどんこれ、延伸する、延伸というか、工事がおくれていくことによって、いろいろなことが上がってくる。これが、もう先日も鹿島が庁舎建設で28.6%とか言っておりましたけれども、この単年度でも5%、7%上がってくるという状況ですと、ぜひ、この当初予算に対して執行を確実に進めていっていただきたいと思うんですけれども、最後にこの1点だけ、お考えだけお聞きします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 施工単価がだんだん上がっているということは認識のほうは十分理解しております。

そういうことも考えまして、事業が前進いたしますように、地権者とも協議を十分進めまして、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑は終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 加藤委員と質疑内容が重複しておりますので、本件については取り下げをさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑は終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑のほうをさせていただきます。

第3表繰越明許費補正、8款2項道路橋りょう費、その他の市道、ページ数4ページです。概要になりますと、3ページですが、契約済みであるのに、事務が完了しないという理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 坂野用地開発課参事。

○坂野公彦用地開発課参事 それでは、お答えさせていただきます。

対象地につきましては、用地補償と物件補償があるわけですが、地権者の諸事情によりまして、年度内での建物の取り壊しができないために、完了払い金の支払いが年度内にできないというものであります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、先ほどお答えいただきました地権者との調整がまだ、完了していないというお話だったと思うんですが、具体的にどういったところが調整をつけていないのか、伺います。

○鈴木達雄委員長 坂野用地開発課参事。

○坂野公彦用地開発課参事 地権者の方との調整は済んでおりまして、移転等についても話はついております。それで契約のほうは済んでいるわけでありまして、諸事情ということではありますが、年度内での移転ができない地権者の方の個人的な事情があるわけでありまして、内容については、個人的なものでありますので控えさせていただきますと思ひます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 個人的な情報であるのでということなんですが、説明文では、支払いの事務が完了しないというふうな理由だったのですから、これは、事務にかかわる職員が不足しているとか、そういった事務の問題ではないということではないでしょうか。

○鈴木達雄委員長 坂野用地開発課参事。

○坂野公彦用地開発課参事 先ほど説明をさせていただいたんですけれども、用地費、用地補償についてですけれども、上に物件補償、建物の補償がありまして、そちらのほうの取り壊しというのが年度内に完了ができないということで、そういったことから、それが完了しないと用地についての補償の完了払いの支払いができないということで支払いが年度内にできないというものであります。よろしくお願いたします。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

この際しばらく休憩します。

午後は1時ちょうどから再開いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時00分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出9款消防費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

第3表繰越明許費補正、9款1項消防費、防水水利整備事業、ページ数4ページ、概要では3ページになります。前倒し事業にもかかわらず、完了しない理由は何か、伺います。

○鈴木達雄委員長 岩本消防総務課長。

○岩本 聡消防総務課長 国の補正予算案が示されましたのが今年の1月中旬でありまして、この補助事業を活用するのは3月補正が最短であります。今回、補正予算に計上させていただきました。今年度中に工事を完了さ

せることは工期的に不可能でありますので、次年度に繰り越しさせていただきまして、来年度早期に事業を完了させたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

第3表繰越明許費補正、10款2項小学校費、作手小学校建設事業、ページ数4、概要によりますと3ページになりますが、用地取得前に申請手続に期間を要したためと説明がありますが、手続作業がおくれた理由は何か、伺います。

○鈴木達雄委員長 櫻本教育総務課参事。

○櫻本泰朗教育総務課参事 お答えします。

作手小学校建設事業につきましては、山村交流施設整備事業と一体となった事業であるため、用地取得に係る手続につきましては、山村交流施設整備事業と時期を合わせて行っております。このため、山村交流施設整備事業において必要とされる土地収用法の事業認定手続の完了を待つて農地転用など手続を始めたことによりおくれが生じたものです。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 作手小学校の建設事業と山村交流施設が同じの一体化ということなんです、一番初めにそういったことは調整はつかなかったのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 櫻本教育総務課参事。

○櫻本泰朗教育総務課参事 山村交流事業のほうの土地収用法の事業認定につきましては、

教育総務のほうはタッチしておりませんので、後ほどの山村交流のほうで答弁があらうかと思いますが、こちらとしては、そちらの手続を待った状態での次のステップに移っていくという手順になっておりますので、おくれが生じたということです。

以上です。

○鈴木達雄委員長 続けて次の質疑に移ってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、続けまして、10款の5項の社会教育費、山村交流施設整備事業、ページ数4で概要によりますと3ページになりますが、その説明で用地取得前に認定手続に期間を要したためとありますが、手続がおくれた理由は何か、伺います。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 山村交流施設につきましては、先ほどもありましたように、土地収用法による事業認定の手続が必要でありまして、平成25年度に実施しました基本設計に基づき、平成26年3月より事業認定の事前協議を行ってききましたが、この事前協議において、県の担当者の異動もあり、県の指導により細部にわたる書類の修正、それから関連資料の作成等を行う必要が生じまして、この事務処理に想定外に時間を要したため、事業認定がおくれたものでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、県の職員が対応者がおくれたりだとか、膨大な事務処理が生じたというふうなことでありますが、やはり、基本的にそこに膨大な資料や事務手続に係る職員の異動などや、職員の不足も一つの原因にあると考えられるのでしょうか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 この事業認定につきましてはある程度基本設計ができた段階でないと書類の作成ができないということで、3月

より事前協議を行ってきました。それで、4月になりまして、県の担当者が変わりまして、特に、その説明についても一度やり直すような形になりまして、また、その担当者からいろいろな資料の作成等も要求があったということで、時間がかかったということでございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で第28号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第28号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第6号）に反対する立場で討論をさせていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

今回の補正予算は、新城地区こども園、橋りょう修繕事業、その他市道など重要なインフラ整備予算が含まれております。私は、その一つ一つをチェックして、市当局と質疑を行いました。その上で、主に三つの理由から補正予算の全体に対する反対することといたします。

一つ目の理由は、昨年の9月議会でも討論しましたが、これは、平成25年度新城市一般会計決算認定について、反対する立場で討論したときに指摘をさせてもらったことですが、新庁舎建設事業の補正予算があるということです。決算認定の討論で、いまだに多くの市民から反対、見直し、縮小の声がある新庁舎建設事業の事業費と述べさせていただき、穂積市長の決算そのものを結論ありき決算、前のめり決算と指摘しました。

今回の補正は、既に予算化されたものの、

延期ないし繰り越しであり、手続においては問題はありますが、現在、新庁舎建設の縮小を求める市民の会による住民投票を求める署名運動が広がる中で、やはり、引き続き、新庁舎建設事業を前のめりに進めるわけにはいかないと考えているからです。

二つ目には、新庁舎建設と同じ総務管理費のうち、電子自治体事業、いわゆるマイナンバー法（共通番号制度）に係る補正が行われているということです。このマイナンバー法については、国の法整備や確定がおくれているという質疑でわかりましたが、今後とも、こういった問題もありますし、じっくりと私たちがよいか、悪いかを考える必要があると思います。

三つ目には、新城地区こども園、あるいは、小学校建設事業、山村交流などの事業の繰り越しや延期についてです。急な条件変更の事態もあったかもわかりませんが、そして、事務の膨大な処理時間も要したと思います。納得のいく理由がなされていないと感じるからです。

以上で反対討論といたしますが、3点にわたる理由は、本会議でまた詳しく討論をいたしたいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

下江洋行委員。

○下江洋行委員 第28号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第6号）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算（第6号）はですね、本年度の歳入見通し及び歳出事業の執行見込みにより必要となる予算額の調整を行うものであります。

平成27年度以降に予定していた事業等の一部前倒しを行い、そして、市民サービスの早期向上を図るための必要な予算補正を行い、そして、減債基金を2億円積み立て、将来の

負担に対応する措置もされております。

ただいま、反対理由、浅尾委員の反対理由の中の一つに電子自治体推進事業、これのことを述べられましたけれども、これにつきまして、浅尾委員も延期繰り越しの手続に問題なしというようなことも言われました。そして、この事業自体は、昨年の6月議会で補正予算も全員賛成で可決されております。改めて異を唱えるべきことではないと思います。

ほかにも反対の理由2点述べられましたけれども、その点につきましては、また、本会議の討論で詳しく賛成の討論をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第28号議案を採決します。賛否両論がありますので起立により採決をいたします。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。よって第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第29号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑のほうをさせていただきます。

第29号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、歳入2款1項1目療養給付費負担金、一般分現年度

療養給付費負担金、国保、ページ数9ページです。

一般分現年度療養給付費負担金（国庫支出金）がふえています。これはどういう意味なのか、伺います。

○鈴木達雄委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 それでは、お答えします。

療養給付費等負担金のうち、一般分現年度療養給付費負担金につきましては、一般被保険者に係る医療給付に要する費用の額から保険基盤安定繰入金の2分の1に相当する額、及び、前期高齢者交付金を控除した額について定率により国が負担するものであります。

今回の補正は、11月までの9カ月分の実績と、12月から2月の3カ月分の推計による補助対象医療費を合算し、当該年度の負担金額を算出した国への申請をもとに見込んだものであります。

御質問の負担金の増額につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費が増額見込みであることのほか、前期高齢者交付金など負担金を算出するに当たって、対象経費から差し引くべき歳入の合算額が減額になり、対象経費が増額となることが理由であります。

以上であります。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今のお答えの中で、市内の高齢化率だとか、あと人口減少とか、あと低所得者の増加傾向があったり、また、病院にかかる費用がふえているという傾向があるのかなと思うんですが、そこら辺の理解でいいのか、伺います。

○鈴木達雄委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 今回の補正の理由については、先ほど説明しました保険給付費の増額、それから歳入である前期高齢者交付金、保険基盤安定繰入金の2分の1を控除したものが負担金を計算する上での経費になりますので、歳入が今回、減額補正であります

ので、その部分も影響しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で第29号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第29号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第30号議案 平成26年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

第30号議案 平成26年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、歳出2款1項1目居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス給付事業、介護、ページ数11ページです。

歳出で居宅介護サービス給付事業が約8,500万円ふえておりますが、市内の介護認定者、サービス利用者がふえているという理解でよいか、伺います。

○鈴木達雄委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 居宅介護サービス給付

費の積算に当たりましては、前年度の給付実績や平成26年度の要介護認定者の増加、介護サービス事業所の開設等の状況を踏まえ、給付費を見込んでおります。

平成26年度に入り、要介護認定者数は増加傾向にあり、また、通所介護事業所が近年多く開設されていることから、介護サービス給付費が当初見込み額を上回るものと考えているところでございます。

さらに、平成25年度に開設されましたグループホームや、平成26年度に開設予定であった小規模特養の、これはいずれも地域密着型介護サービスになりますが、このサービスへの利用変更を見込んだ上で居宅介護サービス給付費を積算しておりましたが、地域密着型介護サービスへの利用変更が小幅な伸びになることから、結果的に居宅介護サービス給付費の予算に不足が生じることとなり、多額な補正となった状況でございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で第30号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第30号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第31号議案 平成26年度新城市国民健康保

険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第31号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第32号議案 平成26年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

第32号議案 平成26年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、総括、簡水1ページになります。

会計全体が約5,600万円の減額ですが、その理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、本年度の歳入見込み及び歳出事業の執行見込みによりまして、歳入歳出予算の減額補正をお願いするものでございます。

歳出予算における減額につきましては、簡易水道施設管理事業及び簡易水道統合事業での工事請負費の減額が主な要因でございます。

この工事請負費の減額につきましては、工事請負差金の調整及び工事施工内容の一部変更、また、予定しておりました県道改良工事に伴い支障となります水道管の移設工事につきまして、道路改良工事の施工年度が次年度へ変更となったことによりまして、移設工事を次年度施工としたことなどの理由によりまして、減額をするものでございます。

歳入でございますが、使用料及び手数料におけます簡易水道使用料の減額、また、簡易水道事業債では、簡易水道統合事業及び簡易水道施設管理事業での工事請負費の減額により、工事の財源となります事業債の減額を行うものでございます。これが主な理由でございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 工事の請負の減額というふうなのが大半だというふうなお答えだったと思うんですが、この簡易水道事業の全体とか、会計の全体になるんですが、やはり、水道を利用する市民が減っているという原因として、人口減少や世帯数の減、一人当たりの給水量の減少なども要因の一つで挙げられているのではないかという市民の声が寄せられているんですが、市の認識を全体として伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 お答えさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、現在、発注しております工事の内容の減額補正ということでございまして、直接的に人口の減少等が加わっているものではございません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 簡易水道の使用量の減も含まれていますので、その市全体としての、水道料全体としての市の考えについて、お聞きしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 お答えさせていただきます。

歳入における水道使用料の減額でございますけれども、確かに給水人口の減少要因というのは一つにはございます。それに伴いまして、有収水量が減少しているというような要因があることは事実でございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で第32号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第32号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第32号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第33号議案 平成26年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第33号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第33号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第34号議案 平成26年度新城市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第34号議案 平成26年度新城市水道事業会計補正予算（第2号）でございますけれども、1の1の5、営業費用、減価償却費、水のPの2でございますけれども、地方公営企業会計制度の見直しとあるが、前年度までの会計制度からどの部分が改正されたか、見直されたかをお聞きします。

それから、また、増額となった減価償却は何か。よろしくをお願いします。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 前年度までの会計制度から見直された部分でございますが、補助金等により取得した固定資産の償却制度の見直しによりまして、みなし償却制度が廃止されたという点でございます。このみなし償却制度でございますが、固定資産を取得する際に、その財源といたしまして、国、県の補助金、また、これらに類する金銭を充当した場合におきまして、当該固定資産の取得に要した価格からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した額を帳簿価格とみなして、減価償却費を算出することができるとされていた制度でございます。

この制度が廃止されたことによりまして、固定資産の取得のために充てました補助金等の金額に相当する金額を含めました額を帳簿価格として減価償却費を算出したことによりまして、増額となったものでございます。

減価償却費が増額となりました固定資産に

つきましては、取得に際しまして、その財源として国、県からの補助金等を充当いたしました建物、また、配水管等の管渠類を含みまます構築物及び機械類が該当するものでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、みなし償却というお話をされたと思うんですけども、これは、当然、補助金やいろいろ起債を起こして、一つの設備というか、投資した場合に、補助金をカットした部分、起債部分は今までみなし償却としてされていたのが、今回から制度が改正になったということで、今、補助金を含む全体を減価償却したという説明ですけど、それ、わかっておったんですけども、実は、この総務省が出しているのは、もう24年に改正しているんですよ。ですから、この26年度当初予算からその措置ができたんじゃないかと思うんですけども、なぜ、この補正でやらなければいけないのかということなんです。というのが聞きたいんです。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 今回の改正につきまして、固定資産に充ててある補助金とか、それに類するものにつきまして、どの財源がどこに充ててあるかというようなものを準備段階として調べる段階で、時間を要したということで新年度予算に間に合わなかったということでございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっとネットでも出したんですけど、この地方公営企業、以前、市民病院も聞いたときもそうですけれど、この会計制度の見直しが、確か総務省が24年8月、だから、もう恐らく25年、26年でもこの減価償却の考え方というのがもう変わってきていると思うんですよ。なぜ、年度当初にできなかったかというのが今、ちょっとお聞きすると、非常にあやふやなところがあったとい

うんですけども、当初予算を立てる段階でこういう設備、こういう投資をしていくものに対して予算を立てるときに、当然、総額の中から補助金、国、県の補助金とかその他いろいろ含めて、また、足りない分を起債を起こしてという形になって恐らく予算化した。だから、冒頭、当初からその部分を減価償却で上げられるはずなんですよね。補正でするというのが、どうも私、納得できないんですけども。これが、25年度末とかそのころの総務省が改正されておるなら、みなし償却の考え方でですね、改正されているなら、年度当初、冒頭はできなかったということもわかるんですけども、これ、24年8月に総務省が出しているんですから、やっぱり、当初からそういう予算措置をすべきというか、すべきじゃないかなと思うんですけど、もう一度、今の答弁、繰り返しになるかもしれませんが、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 先ほどもちょっと触れさせていただいたんですけども、やはり、その調査段階で時間を要したということは事実でございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、次年度が当然、当初から予算に盛り込まれるかなと思いますけれども、今回のこの補正で、それじゃ900万円ぐらいだったかな、という数字が支出のところ償却されている。これは、会計上、最終的には、帳簿的にはどこで処理していくんですか。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 収益的収支の営業費用でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で第34号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第34号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第34号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第35号議案 平成26年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第35号議案を採決します。本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第35号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉
会します。

閉 会 午後 1 時36分

以上のおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木達雄